

保護者様

姫路市立東中学校
校長 坂井 敬典

要保存

気象警報及び地震、津波警報発表時における対応について

1 警報が発令されたとき

警報の発令内容		警報の発令時刻	対 応
姫 路 市 姫路市を含む地域 (例:播磨南西部)	大雨 土砂災害 河川氾濫(市川) 高潮 (レベル3警報以上) 暴風 暴風雪 大雪 (警報・特別警報) のいずれか	午前7時現在に警報が発令されているとき	・生徒は登校せず、 <u>自宅待機</u> します。 *午前10時までに警報が解除されなければ、 <u>臨時休業</u> になります。 <u>安全に留意し、自宅ですごしてください。</u>
		午前7時以降に警報が発令されたとき	・生徒の登校前であれば、 <u>原則</u> 、自宅待機とする。 *午前10時までに警報が解除されなければ、 <u>臨時休業</u> になります。 <u>安全に留意し、自宅ですごしてください。</u> ・登校の状況により、校長の判断により安全確保のため適切な措置をとります。 (状況によっては学校に留めおく場合もあります。)

2 警報が、午前10時までに解除されたとき

警 報 解 除	解 除 時 刻	対 応
姫 路 市 姫路市を含む地域 (例:播磨南西部)	<u>午前10時までに解除されたとき</u>	・午後の授業を実施します。 (生徒は、午後1時5分までに登校してください。)

3 地震・津波は(別紙)の対応とします。

※ただし、本校は津波の対象校区には含まれていません。津波注意報や津波警報が発表された場合でも、通常通り登校となります。

地震及び津波における対応について

姫路市教育委員会

	地震	津波
	(震度は姫路市)	対象校区(中学校は一部でも校区を含めば対象) 【白浜・妻鹿・高浜・飾磨・津田・英賀保・広畑第二・大津・南大津・大津茂・網干・網干西・八木・系引・四郷・的形・大塩・家島・坊勢校区】 ※対象校区は警報・注意報ともに防災行政無線発令。
基本的な対応	○前日17時以降に震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業。 ○在校(園)時は引き渡し 【学校園再開について】 被害状況及び避難所としての状況によって、学校園が判断し、保護者へ連絡する。市教委から一律に指示する場合もある。	○津波警報発表の場合 ・対象校区のみ臨時休業(対象校区以外の学校園は通常) ・原則、保護者とともに学校または指定避難所で避難。 ・高等学校は通常。登校できない状況にある生徒は自宅待機。飾磨高校は臨時休業。 ・特別支援学校は臨時休業。 【学校園再開について】 気象警報に係る指定時刻までに解除されれば、その指示どおりとなるが、避難所として開設していた学校園が通常に戻る状況によっては、学校園が判断し保護者へ連絡する場合もある。
登校(園)前 (在宅中)	○震度5弱以上の場合 学校園から連絡があるまで待機(避難)とする。	○津波警報発表の場合 原則、保護者とともに学校または指定避難所で避難。 ○津波注意報発表の場合 登校(園)する。
登下(園)校中	【児童生徒等】 ○揺れが小さいとき 特に頭部を守って待機し、揺れがおさまってから登下校する。 ○揺れが大きいとき 近くの安全な場所に避難する。 揺れがおさまったら、学校か家へ移動する。 【学校園】 ○震度5弱以上の場合 臨時休業とし、登校(園)してきた児童生徒等を保護者に引き渡す。	【児童生徒等】 ○津波警報発表の場合 発表を知ったら、学校か家へ移動し、その後、原則、保護者とともに学校または指定避難所に避難する。 ○津波注意報発表の場合 発表を知ったら、素早く通常どおり学校園へ登校(園)する。 【学校園】 ○津波警報発表の場合 状況によって、可能な限り、学校園に避難した児童生徒等の保護者と連絡を取り、保護者に引き渡すが、原則、保護者と共に学校または指定避難所で避難する。 ○津波注意報発表の場合 学校運営を通常どおり継続する。
在校(園)中	震度5弱以上の場合 児童生徒等を保護者に引き渡す。	○津波警報発表の場合 児童生徒等を保護者に引き渡すが、原則、保護者とともに学校または指定避難所での避難を継続する。 ○津波注意報発表の場合 学校での生活を継続。下校については、学校園からの指示による。

※災害の状況によっては、上記以外の対応となる場合もあり、その際には市教委から指示する。